

板橋区障がい者（児）日常生活用具種目選定会議設置要綱

（令和 7 年 1 月 1 7 日区長決定）

（目的）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 6 号に基づく地域生活支援事業における、板橋区障がい者（児）日常生活費等支給要綱のその給付種目（以下、「種目」という。）を選定するため、日常生活用具種目選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 選定会議は、次に掲げる事項を所掌し、その検討結果を福祉部長に報告する。

- （1）種目の新規指定に関すること。
- （2）種目の変更、廃止に関すること。
- （3）その他、種目の内容に関すること。

（選定基準）

第 3 条 日常生活用具は、障がい者又は障がい児の日常生活の便宜を図るもので、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- （1）安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- （2）日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。
- （3）製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として、一般的及び汎用的に普及していないもの。

（構成）

第 4 条 選定会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- （1）会長は、障がいサービス課長とする。
- （2）副会長は、障がい政策課長とする。
- （3）委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、選定会議を総理し、選定会議を代表する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、または説明を求めることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 選定会議は、会長が招集する。

2 選定会議の招集は、原則として年1回程度とする。なお、必要に応じ臨時に招集することができる。

(庶務)

第7条 選定会議の庶務は、障がい相談係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

別表

	委 員
1	福祉部 障がい政策課 計画推進係長
2	福祉部 障がいサービス課 支援調整係長
3	福祉部 障がいサービス課 障がい児支援係長
4	福祉部 障がいサービス課 障がい相談係長
5	福祉部 障がいサービス課 地域支援係長から 1 名以上